

総合評価落札方式試行要綱に関する運用基準

平成21年1月1日制定の小坂町総合評価落札方式試行要綱（以下、「試行要綱」という。）について、その運用を次のとおり定めるものとする。

1 実施の詳細について

試行要綱に定めるもののほか、総合評価落札方式の実施の詳細については、当分の間、秋田県総合評価落札方式運用ガイドラインに定める事項を準用するものとする。

2 学識経験者からの意見聴取について

試行要綱第4条及び第7条に定める学識経験者の意見聴取については、別途、小坂町技術評価委員会設置要綱に基づき委嘱する委員から意見を聴取するものとする。

附 則

この基準は、平成21年1月1日から施行する。